資料４

東京都外来医療計画の改定について
（骨子案）

外来医療計画とは

●平成30年改正医療法に基づき、都道府県が**医療計画の一部として外来医療提供体制確保の方策を定める計画**
●国が全国ベースで統一的・客観的に比較・評価した「外来医師偏在指標」を用いて、外来医師多数区域を設定
　➡新規開業希望者等への情報提供により、**個々の医師の行動変容を促し、偏在是正につなげるのが国の基本的な目的**
●都においては、令和６年３月改定の東京都保健医療計画で一体化させており、今年度実施の**保健医療計画中間見直しと合わせて、外来医療計画も改定**（現行計画期間：令和６年度～令和８年度）

国が求める主な記載事項（外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン～第８次（後期）～より）

1 外来医療機能に関する事項

※赤字は今回追加

①協議の場の運営

二次保健医療圏ごとに、外来医療機能の偏在・不足等への対応について協議する場を運営（医療機器の共同利用の協議にも活用）

②地域外来医療の公表

地域において特に必要とされる外来医療（地域外来医療）について、協議の場で協議し、結果を取りまとめて公表・周知

③外来医師偏在指標及び外来医師多数区域の設定等

・国が算出した外来医師偏在指標に基づき、都道府県が全国で上位33.3%の二次保健医療圏を外来医師多数区域として設定
・二次保健医療圏単位で不足する外来医療機能を検討し記載（かかりつけ医機能報告のデータ等も参考）

④外来医師過多区域の指定及び新規開業者への対応

・外来医師偏在指標が「全国平均値＋標準偏差×1.5」以上かつ可住地面積当たり診療所数が上位10%の二次保健医療圏（国が示す候補区域）のうち、特に地域外来医療を確保する必要がある区域を、都道府県が指定・公示
・都道府県が外来医師過多区域と地域外来医療（新規開業者に求める内容として、地域で不足する医療機能や医師不足地域での医療提供）を事前に公表
・当該区域の無床診療所の新規開業希望者は、開設６か月前までに、地域外来医療への協力意向等を記載した開設事前届出を提出
・協力意向がない場合は協議の場への参加を求め、要請に応じなければ保険医療機関の指定期間を３年に短縮等

⑤紹介受診重点医療機関の明確化

紹介受診重点医療機関となる医療機関の名称、外来機能報告で把握可能な紹介受診重点外来の実施状況等の情報

2 医療機器の共同利用に関する事項

①医療機器の配置状況に関する情報

国が二次保健医療圏単位で医療機器の項目ごとに、性・年齢構成を調整した人口当たり機器数を用いて指標を算出

②機器の保有状況等に関する情報・区域ごとの共同利用方針

医療機器の配置状況を可視化し、二次保健医療圏ごと、医療機器の項目ごとに共同利用についての方針を記載

骨子（案）

ガイドラインを踏まえて、東京都外来医療計画の骨子（案）は次のとおりとする。

※赤字は今回追加

現状・これまでの取組	課題	今後の方向性
●外来医療機能の明確化・連携 【現状】 ・外来患者数 都の推計上、2045年頃まで緩やかな増加見込 特に65歳以上の外来患者数が増加 ※１日あたり外来患者数推計（単位:千人(カッコ内65歳以上)） 2023年：784（352）➡2045年：876（470） ・外来医師偏在指標による外来医師多数区域 都内13圏域のうち、９圏域 うち**５圏域**が、**外来医師過多区域**の候補区域 ・外来診療所従事医師 総数、人口10万人当たり数共に増加傾向 ・外来診療所 総数、人口10万人当たり数共に増加傾向 【これまでの取組】 ・外来医師多数区域に限ることなく、都内全圏域で新規開業希望者に地域医療への協力を要請し、協力意向の状況を地域の協議の場で確認 ・二次保健医療圏ごとの医療状況についてグラフやマッピングにより情報提供 ・紹介受診重点医療機関について、地域の協議の場における協議を踏まえ、101医療機関を公表 ・**かかりつけ医機能報告に基づく地域の協議**を実施	・外来医師多数区域に限らず全ての圏域において、地域で不足する外来医療機能を可視化し、外来医療を担う医師の自主的な行動変容を促すことが必要 ・外来医師過多区域の指定と地域で不足する外来医療機能等の公表後は、当該区域で**無床診療所を開設するに際して新たな手続きが必要**であり、当該手続きの詳細を定める必要 ・地域の外来医療の状況を明らかにするため、かかりつけ医機能報告も活用しながら、地域における協議を行うことが必要 ・医療機関の外来医療機能を明確にし、患者の紹介・逆紹介の流れを円滑化するため、紹介受診重点医療機関を公表し、周知する必要	・外来医師過多区域の指定と地域で不足する外来医療機能等の公表と併せて、当該区域内での無床診療所の開設に係る新たな手続きを以下のとおり整備 ✓**開設６か月前までに地域医療への協力意向を確認する事前届出提出** ✓協力意向がない場合、協議の場で理由の確認や要請 ✓要請に応じない場合、保険医療機関の指定期間の短縮等 ・外来医療を担う医師の自主的な行動変容を促すために必要な情報提供とともに、外来医師過多区域を除く全ての圏域で新規開業希望者に地域医療への協力を要請 ・区市町村単位及び診療科別等の外来機能の現状をかかりつけ医機能報告も活用しながら分析・可視化し、外来医療機能の明確化・連携に向けて協議 ・毎年度の外来機能報告に基づき、地域の協議の場での協議を踏まえて紹介受診重点医療機関を公表し、紹介・逆紹介の流れを円滑化

目指すべき方向性

地域における外来医療機能を明確化し、関係機関の役割分担や連携の促進により、**地域に必要な外来医療の提供体制を確保**

評価指標

設定しない

※　二次保健医療圏ごとの地域の実情に応じた外来医療機能の明確化・連携に向けて、各地域の協議の場において協議を実施

骨子（案）

現状・これまでの取組	課題	今後の方向性
●医療機器の効率的な活用 【現状】 ・医療機器の調整人口当たり台数の現状（台/10万人） 機器：東京都（全国） ＣＴ：９．９（１２．０） ＭＲＩ：５．３（６．０） ＰＥＴ：０．５１（０．５） マンモグラフィー：３．５（３．４） 放射線治療（体外照射）：０．８６（０．８） ※国のデータ提供が遅れているため、現計画策定時の数値 【これまでの取組】 ・新規に高額の医療機器を導入する医療機関に対し、医療機器の共同利用計画書の提出を求め、地域の協議の場で確認 ・共同利用方針を以下のとおり定め、周知 ✓連携する医療機関との間で共同利用を進める ✓保守点検を徹底し、安全管理に努める ✓検査機器の共同利用に当たっては、画像情報、画像診断情報の共有に努める	・医療機器の共同利用を進め、高額な医療機器の効率的な活用を図る必要	・医療機器の配置状況に関する情報を可視化 ・医療機器の保有状況（マッピング）等に関する情報提供 ・新規に高額の医療機器を導入する医療機関に対し、医療機器の共同利用計画書の提出を求め、地域の協議の場で確認 ・医療機器の共同利用を医療機関に対して、共同利用方針の遵守を求める

目指すべき方向性　医療機器の共同利用を進め、効率的な医療提供体制を構築を推進

評価指標
設定しない